

○農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1・第2 [略]	第1・第2 [略]
第3 事業の内容	第3 事業の内容
1 [略]	1 [略]
2 機構集積協力金交付事業	2 機構集積協力金交付事業
[略]	[略]
(1) 地域集積協力金交付事業	(1) 地域集積協力金交付事業
<p>地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p><u>行われる機構を通じた農作業委託により</u>、農地の農地集積・集約化に取り組む</p> <p>地域に対し、協力金を交付します。</p>	<p>地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、農地の農地集積・集約化</p> <p>に取り組む地域に対し、協力金を交付します。</p>
<u>(2) 集約化奨励金交付事業</u>	[新設]
<p style="text-align: center;">※</p> <p><u>地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託によ</u></p> <p><u>り、農地の集約化に取り組む地域に対し、奨励金を交付します。</u></p>	
<u>(3) 経営転換協力金交付事業</u>	<u>(2) 経営転換協力金交付事業</u>
<p>機構に農地を貸し付けることにより<u>経営転換</u>又はリタイアした農業者及び<u>農</u></p> <p><u>地の相続人</u>に対し、協力金を交付します。</p>	<p>機構に農地を貸し付けることにより<u>経営転換</u>又はリタイアした農業者及び<u>農</u></p> <p><u>地の相続人</u>に対し、協力金を交付します。</p>
<u>(4)・(5) [略]</u>	<u>(3)・(4) [略]</u>
3・4 [略]	3・4 [略]
<u>5 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業</u>	[新設]
<p><u>担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が管内の農</u></p> <p><u>地等の所有者等に対して、規模縮小、規模拡大等に関する意向等を迅速に把握す</u></p> <p><u>るとともに、当該情報を速やかに市町村、農地中間管理機構等の関係機関と共有</u></p> <p><u>するためのタブレット端末の導入に必要な経費について、別記5により補助</u></p> <p><u>します。</u></p>	

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金

(1) 第3の1の(1)から(3)まで及び2の(1)から(4)までの事業については、令和3年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) [略]

2～5 [略]

6 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

(1) 第3の5の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県に対して補助金を交付します。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

第5 事業実施主体

1 [略]

2 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業及び経営転換協力金交付事業

ア・イ [略]

(2) ・ (3) [略]

3・4 [略]

5 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

本事業の事業実施主体は、農業委員会とします。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金

(1) 第3の1の(1)から(3)まで及び2の(1)から(3)までの事業については、平成27年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) [略]

2～5 [略]

[新設]

第5 事業実施主体

1 [略]

2 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金交付事業及び経営転換協力金交付事業

ア・イ [略]

(2) ・ (3) [略]

3・4 [略]

[新設]

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の2の(1)から(4)までの事業資金相互間の流用  
イ [略]

(3)・(4) [略]

3～7 [略]

8 都道府県基金事業の終了等

(1)・(2) [略]

(3) (2)の期限内に事業資金に充当がされない場合には、地方農政局長等は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利3.0%の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。

第7 借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理機構等推進事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合の借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理機構等推進事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業（以下「借受農地管理等事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1～3 [略]

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の2の(1)から(3)までの事業資金相互間の流用  
イ [略]

(3)・(4) [略]

3～7 [略]

8 都道府県基金事業の終了等

(1)・(2) [略]

(3) (2)の期限内に事業資金に充当がされない場合には、地方農政局長等は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。

第7 借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理機構等推進事業、地域集積協力金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合の借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理機構等推進事業、地域集積協力金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業（以下「借受農地管理等事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1～3 [略]

第 8 [略]

第 9 機構集積支援事業

1 [略]

2 機構集積支援事業の事業完了報告書

(1) ・ (2) [略]

(3) 都道府県知事は、(1) 及び (2) により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第 9 号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。）を作成し、事業を完了した日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに地方農政局長等に提出してください。

(4) [略]

3 [略]

第 10 ・ 第 11 [略]

第 8 [略]

第 9 機構集積支援事業

1 [略]

2 機構集積支援事業の事業完了報告書

(1) ・ (2) [略]

(3) 都道府県知事は、(1) 及び (2) により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第 9 号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。）を作成し、事業を完了した日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の金額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに地方農政局長等に提出してください。

(4) [略]

3 [略]

第 10 ・ 第 11 [略]

第12 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

[新設]

1 事業実施計画の作成の手続

(1) 農業委員会会長は、農業委員会が第5の5の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画（別紙様式第14号。以下「業務効率化支援事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により管内の農業委員会会長から提出された業務効率化支援事業計画を取りまとめ、交付要綱第4に基づく地方農政局長等への交付申請書を作成してください。

(3) 農業委員会会長は、交付要綱第9に定める変更が生じた場合、都道府県知事の求めに応じて、業務効率化支援事業計画を変更し、都道府県知事に提出してください。都道府県知事は、変更された業務効率化支援事業計画を取りまとめ、交付要綱第9に基づく地方農政局長等への変更等承認申請書を作成してください。

2 事業の完了報告

(1) 農業委員会会長は、事業が完了したときは、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業完了報告書（別紙様式第14号。以下「業務効率化支援事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により管内の農業委員会会長から提出された業務効率化支援事業都道府県完了報告書を取りまとめ、交付要綱第14に基づく地方農政局長等への実績報告書を作成してください。

第 13 国及び都道府県等による補助等

- 1 [略]
  - 2 都道府県の補助等
- (1)～(3) [略]

(4) 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

ア 都道府県は、第 4 の 6 で定める農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として補助を行います。

イ 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限り。）について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、交付要綱第 4 の交付申請書に記載された事業実施年度内に完了してください。

第 14[略]

第 12 国及び都道府県等による補助等

- 1 [略]
  - 2 都道府県の補助等
- (1)～(3) [略]

[新設]

第 13 [略]

#### 第 15 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、機構集積支援事業、農地情報一元的管理加速化事業及び農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、都道府県農地整備・集約計画、加速化事業計画、業務効率化支援事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県農地整備・集約事業完了報告書、加速化事業完了報告書、業務効率化支援事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第 6 の 8 の ( 1 ) による都道府県基金事業の終了の年度又は第 3 の 1 から 4 までの事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間 ( 第 3 の 2 の事業に関連するものは 10 年間 ) 保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第 16～第 20 [略]

#### 第 14 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、機構集積支援事業及び農地情報一元的管理加速化事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、都道府県農地整備・集約計画、加速化事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県農地整備・集約事業完了報告書、加速化事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第 6 の 8 の ( 1 ) による都道府県基金事業の終了の年度又は第 3 の 1 から 4 までの事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間 ( 第 3 の 2 の事業に関連するものは 10 年間 ) 保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

第 15～第 19 [略]

別紙

都道府県基金事業実施に当たっての条件

[略]

1～3 [略]

4 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の2の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができる。

5～8 [略]

別紙

都道府県基金事業実施に当たっての条件

[略]

1～3 [略]

4 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の2の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

5～8 [略]



(別表1)

用語	定義
[略]	[略]
集落営農組織	[略]
<u>農作業委託</u>	<p><u>農作業を委託することを約した契約のうち、下記の基幹的な作業の全てを委託することを約したものをいいます。</u></p> <p>①<u>稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀</u></p> <p>②<u>麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫</u></p> <p>③<u>その他の作目については、これらに準ずる農作業（3作業）</u></p>
<u>農作業受託</u>	<p><u>農作業を受託することを約した契約のうち、下記の基幹的な作業の全てを受託することを約したものをいいます。</u></p> <p>①<u>稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀</u></p> <p>②<u>麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫</u></p> <p>③<u>その他の作目については、これらに準ずる農作業（3作業）</u></p>
特定農作業受委託契約	[略]
[略]	[略]

(別表1)

用語	定義
[略]	[略]
集落営農組織	[略]
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]
特定農作業受委託契約	[略]
[略]	[略]

(別表2)				(別表2)			
区分	内容	注意点	補助率	(別表2) 区分	内容	注意点	補助率
1～7 [略]	[略]	[略]	[略]	1～7 [略]	[略]	[略]	[略]
<u>8. 農業委員会による 情報収集等</u>				[新設]			
<u>業務効率 化支援事 業</u>	<u>タブレッ ト端末購 入費</u>	<u>本事業を実施するた めに必要なタブレッ ト端末の購入費</u>	<u>定 額</u>				
1・2 [略]				1・2 [略]			
別紙様式第1号  [略]  <u>(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、 その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提 出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ 旨を記載することとする。</u>				別紙様式1号  [略]  [新設]			
別紙様式第2号  [略]  <u>(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、 その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提 出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ 旨を記載することとする。</u>				別紙様式第2号  [略]  [新設]			
別紙様式第3号  [略]				別紙様式第3号  [略]			

1 総括表		
	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
(1) 集積タイプ	( 円)	( 円)
(2) 集約化タイプ	( 円)	( 円)
<u>2</u> 集約化奨励金交付事業	円	円
<u>3</u> 経営転換協力金交付事業	円	円
<u>4</u> 機構集積協力金推進事業	円	円
合計	円	円

2 地域集積協力金交付事業

(1) 集積タイプ

「地域」名	地域区分	交付単価区分	交付対象面積(A)	機構の活用率	交付単価(B)	交付額(A×B)	プランの対象地区名(地区内集落名)
			a	%	円/10a	円	
		一般	<u>貸付</u>				
			<u>委託</u>				
		一般(直払農地)	<u>貸付</u>				
			<u>委託</u>				
		中山間	<u>貸付</u>				
			<u>委託</u>				
		計					
合計							

(2) 集約化タイプ

1 総括表		
	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
(1) 集積タイプ	( 円)	( 円)
(2) 集約化タイプ	( 円)	( 円)
[新設]		
<u>2</u> 経営転換協力金交付事業	円	円
<u>3</u> 機構集積協力金推進事業	円	円
合計	円	円

2 地域集積協力金交付事業

(1) 集積タイプ

「地域」名	地域区分	交付単価区分	交付対象面積(A)	機構の活用率	交付単価(B)	交付額(A×B)	プランの対象地区名(地区内集落名)
			a	%	円/10a	円	
		一般					
		一般(直払農地)					
		中山間					
		計					
合計							

(2) 集約化タイプ

「地域」名	交付対象面積 (A) a	機構の活用 率 %	交付単価 (B) 円/10a	交付額 <u>(A×B)</u> 円	<u>プラン</u> の対 象地区名 (地区内集 落名)
合計					

3 集約化奨励金交付事業

「地域」名	<u>交付単価</u> <u>区分</u>	交付対象面積 (A) a	交付単価 (B) 円/10a	交付額 (A×B) 円	<u>プラン</u> の対 象地区名 (地区内集 落名)
	転貸				
	受託				
	計				
合計					

4・5 [略]

作成要領

[削る]

【地域集積協力金交付事業（各タイプ）及び集約化奨励金交付事業共通】

「地域」名	交付対象面積 (A) a	機構の活用 率 %	交付単価 (B) 円/10a	交付額 <u>(A) ×</u> <u>(B)</u> 円	<u>人・農地プ</u> <u>ラン</u> の対 象地区名（地 区内集落 名）
合計					

[新設]

3・4 [略]

作成要領

1 地域集積協力金交付事業

【各タイプ共通】

<p>[略]</p> <p><u>1 地域集積協力金交付事業（集積タイプ）</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p><u>④「貸付」とは、機構に貸し付けた農地</u></p> <p><u>⑤「委託」とは、機構を通じて農作業委託した農地</u></p> <p><u>2 集約化奨励金交付事業</u></p> <p><u>「交付単価区分」は、以下のとおりです。</u></p> <p><u>①「転貸」とは、機構から転貸された農地</u></p> <p><u>②「受託」とは、機構を通じて農作業受託した農地</u></p> <p><u>3 [略]</u></p>	<p>[略]</p> <p><u>【集積タイプ】</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>[④・⑤新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>2 [略]</u></p>																						
<p>別紙様式第4-1号</p> <p>[略]</p> <p>1 事業費合計</p> <p>(1) 事業費</p> <table border="1" data-bbox="136 978 1108 1106"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="3">事業量</th> </tr> <tr> <th>うち国庫補助金</th> <th>うち都道府県負担分</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業量			うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他					<p>別紙様式第4-1号</p> <p>[略]</p> <p>1 事業費合計</p> <p>(1) 事業費</p> <table border="1" data-bbox="1131 978 2103 1106"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="3">事業量</th> </tr> <tr> <th>うち国庫補助金</th> <th>うち都道府県負担分</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業量			うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他				
事業名		事業量																					
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他																				
事業名	事業量																						
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他																				

<p>(1) 都道府県基金 事業分</p> <p>① [略]</p> <p>② 機構集積協力金交付事業</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 集約化奨励金</u> <u>交付事業</u></p> <p><u>ウ・エ</u> [略]</p> <p>(2) 補助事業分</p> <p>① [略]</p> <p>② 機構集積協力金交付事業</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 集約化奨励金</u> <u>交付事業</u></p> <p><u>ウ・エ</u> [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>円</p> <p>[略]</p> <p>円</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>(1) 都道府県基金 事業分</p> <p>① [略]</p> <p>② 機構集積協力金交付事業</p> <p>ア [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>イ・ウ</u> [略]</p> <p>(2) 補助事業分</p> <p>① [略]</p> <p>② 機構集積協力金交付事業</p> <p>ア [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>イ・ウ</u> [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>										
<p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 機構集積協力金交付事業の計画</p> <p>(1) 交付対象面積</p> <table border="1" data-bbox="129 1166 1120 1300"> <tr> <td data-bbox="129 1166 461 1257">地域集積協力金の交付対象面積</td> <td data-bbox="461 1166 786 1257"><u>集約化奨励金の交付対象面積</u></td> <td data-bbox="786 1166 1120 1257">経営転換協力金の交付対象面積</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					地域集積協力金の交付対象面積	<u>集約化奨励金の交付対象面積</u>	経営転換協力金の交付対象面積				<p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 機構集積協力金交付事業の計画</p> <p>(1) 交付対象面積</p> <table border="1" data-bbox="1120 1166 2098 1300"> <tr> <td data-bbox="1120 1166 1451 1257">地域集積協力金の交付対象面積</td> <td data-bbox="1451 1166 1776 1257">経営転換協力金の交付対象面積</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>					地域集積協力金の交付対象面積	経営転換協力金の交付対象面積		
地域集積協力金の交付対象面積	<u>集約化奨励金の交付対象面積</u>	経営転換協力金の交付対象面積																	
地域集積協力金の交付対象面積	経営転換協力金の交付対象面積																		
<p>(2) 市町村別内訳</p>					<p>(2) 市町村別内訳</p>														

市町村名	地域集積協 力金	<u>集約化奨励 金</u>	経営転換協 力金	機構集積協 力金推進事 業	計
					円
合 計	円	<u>円</u>	円	円	円

※ 1～※ 9 [略]

別紙様式第 4 - 2 号

都道府県基金の事業資金活用計画（又は完了報告）書

項目	前年度 末基金 残額	本年度 造成額	基金合 計額	事業額	他の事 業資金 からの 流用額 ⑤=④- ③	他の事 業資金 への流 用額 ⑥	本年度 末基金 残見込 額 ⑦=③- ④+⑤- ⑥
	①	②	③=① +②	④			
1 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 機構集積協 力金交付事業 勘定	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
(1) [略]	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>(2) 集約化奨励金 交付事業費</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>(3) [略]</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>(4) [略]</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>

市町村名	地域集積協 力金	経営転換協 力金	機構集積協 力金推進事 業	計
				円
合 計	円	円	円	円

※ 1～※ 9 [略]

別紙様式第 4 - 2 号

都道府県基金の事業資金活用計画（又は完了報告）書

項目	前年度 末基金 残額	本年度 造成額	基金合 計額	事業額	他の事 業資金 からの 流用額 ⑤=④- ③	他の事 業資金 への流 用額 ⑥	本年度 末基金 残見込 額 ⑦=③- ④+⑤- ⑥
	①	②	③=① +②	④			
1 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2 機構集積協 力金交付事業 勘定							
(1) [略]							
<u>(新設)</u>							
<u>(2) [略]</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>(3) [略]</u>							

別紙様式第5号

[略]

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別紙1) [略]

(別紙2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	円
② <u>集約化奨励金交付事業費</u>	円
③ [略]	円
④ [略]	円
(2) [略]	円
合計 ((1)+(2))	円

2 収入

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	円
② <u>集約化奨励金交付事業費</u>	円
③ [略]	円
④ [略]	円

別紙様式第5号

[略]

[新設]

(別紙1) [略]

(別紙2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	
[新設]	円
② [略]	
③ [略]	
(2) [略]	円
合計 ((1)+(2))	円

2 収入

項目	実績
(1)事業別内訳	円
① [略]	
[新設]	円
② [略]	
③ [略]	



(2) [略]	円
(3) [略]	円
合計 ((1)+(2)+(3))	円

(2) [略]	円
(3) [略]	円
合計 ((1)+(2)+(3))	円

3 支出

項目	実績		
	[略]		
	[略]	[略]	[略]
(1) 本年度補助金交付額	円	円	円
① [略]	円	円	円
② 集約化奨励金交付事業費	円	円	円
③ [略]	円	円	円
④ [略]	円	円	円
(2) [略]	円	円	円
合計 ((1)+(2))	円	円	円

3 支出

項目	実績		
	[略]		
	[略]	[略]	[略]
(1) 本年度補助金交付額	円	円	円
① [略]	円	円	円
[新設]			
② [略]	円	円	円
③ [略]	円	円	円
(2) [略]	円	円	円
合計 ((1)+(2))	円	円	円

4 翌年度への繰越額

項目	実績
(1) 事業別内訳	円
① [略]	円
② 集約化奨励金交付事業費	円
③ [略]	円
④ [略]	円
(2) [略]	円
(3) [略]	円
合計 ((1)+(2)+(3))	円

4 翌年度への繰越額

項目	実績
(1) 事業別内訳	円
① [略]	
[新設]	円
② [略]	
③ [略]	
(2) [略]	円
(3) [略]	円
合計 ((1)+(2)+(3))	円

[略]

別紙様式第6号

[略]

[略]

別紙様式第6号

[略]

<p><u>(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>別紙様式第7号</p> <p>[略]</p> <p><u>(注1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第8の2の(1)の規定に基づく承認を受けたいので、企業参入促進事業実施計画」を「第8の2に基づき、企業参入促進事業完了報告書」としてごさい。</u></p> <p><u>(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてごさい。</u></p> <p>[略]</p>	<p>別紙様式第7号</p> <p>[略]</p> <p><u>注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第8の2の(1)の規定に基づく承認を受けたいので、企業参入促進事業実施計画」を「第8の2に基づき、企業参入促進事業完了報告書」としてごさい。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[略]</p>
<p>別紙様式第8号</p> <p>[略]</p> <p>(注1)・(注2) [略]</p> <p><u>(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてごさい。</u></p> <p>[略]</p>	<p>別紙様式第8号</p> <p>[略]</p> <p>(注1)・(注2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[略]</p>

<p>別紙様式第 9 号</p> <p>[略]</p> <p>(注 1) ・ (注 2) [略]</p> <p><u>(注 3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。</u></p> <p>[略]</p>	<p>別紙様式第 9 号</p> <p>[略]</p> <p>(注 1) ・ (注 2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[略]</p>
<p>別紙様式第 10 号</p> <p>[略]</p> <p><u>(注 1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 9 の 1 の（7）の規定に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「第 9 の 2 の（4）に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」として</u>  <u>ください。</u></p> <p><u>(注 2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。</u></p> <p>[略]</p>	<p>別紙様式第 10 号</p> <p>[略]</p> <p><u>(注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 9 の 1 の（7）の規定に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「第 9 の 2 の（4）に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」として</u>  <u>ください。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[略]</p>
<p>別紙様式第 11 号 [略]</p>	<p>別紙様式第 11 号 [略]</p>
<p>別紙様式第 12-1 号</p> <p>[略]</p>	<p>別紙様式第 12-1 号</p> <p>[略]</p>

<p><u>(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p> <p><u>(注2) 添付資料のうち「実質化された人・農地プラン」又は「人・農地プランの実質化に向けた工程表」について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>別紙様式第 12-2 号 [略]</p>	<p>別紙様式第 12-2 号 [略]</p>
<p>別紙様式第 12-3 号</p> <p>[略]</p> <p><u>(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p> <p><u>(注2) 添付資料のうち「実質化された人・農地プラン」又は「人・農地プランの実質化に向けた工程表」について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p>	<p>別紙様式第 12-3 号</p> <p>[略]</p> <p>[新設]</p>
<p>別紙様式第 12-4 号</p> <p>[略]</p> <p><u>(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p>	<p>別紙様式第 12-4 号</p> <p>[略]</p> <p>[新設]</p>
<p>別紙様式第 12-5 号 [略]</p>	<p>別紙様式第 12-5 号 [略]</p>

別紙様式第 13 号

[略]

(注 1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 11 の 1 の（1）」に基づき、別添のとおり農地情報一元的管理加速化事業計画の承認（変更）を申請します」を「第 11 の 2 に基づき、加速化事業完了報告書を提出します」としてごください。

(注 2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてごください。

[略]

別紙様式第 13 号

[略]

(注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 11 の 1 の（1）」に基づき、別添のとおり農地情報一元的管理加速化事業計画の承認（変更）を申請します」を「第 11 の 2 に基づき、加速化事業完了報告書を提出します」としてごください。

[新設]

[略]

別紙様式第 14 号

[新設]

番 号  
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会  
会長〇〇 〇〇

令和〇〇年度農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画の提出に  
ついて

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林  
水産事務次官依命通知）第 12 の 1 の（1）に基づき、別添のとおり農業委員会による  
情報収集等業務効率化支援事業実施計画を提出します。

（注）農業委員会が事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を  
「事業完了報告書」とし、本文の「第 12 の 1 の（1）の規定に基づき、別添  
のとおり農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画」を「第 12  
の 2 の（1）に基づき、別添のとおり農業委員会による情報収集等業務効率化  
支援事業完了報告書」としてください。

（別添）

令和 年度農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画（完了報  
告書）

タブレット端末の購入予定台数等

農業委員 会名	農地利用最 適化推進委 員の人数	タブレット 端末の購入 予定単価 (又はタブ レット端末 の購入単 価) (A)	タブレット 端末購入予 定台数(又 はタブレッ ト端末購入 台数) (B)	合計金額 (A×B)	納入予定月 日(又は納 入完了月 日)
	人	円	台	円	年月日

(注) 農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会は、農業委員の人数を計上してください。

(別記1) [略]

(別記2-1)

機構集積協力金交付事業(地域集積協力金交付事業等)

第1 [略]

第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、<sup>\*</sup>農業振興地域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域等に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

(別記1) [略]

(別記2-1)

機構集積協力金交付事業(地域集積協力金交付事業等)

第1 [略]

第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、<sup>\*</sup>農業振興地域の区域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域等に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

第3 事業の内容

1 地域集積協力金交付事業

(1) 集積タイプ

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。

(2) [略]

2 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第6により奨励金を交付します。

3 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、第7により協力金を交付します。

4 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1及び2の協力金の交付に要する経費を第8により補助します。

第4 [略]

第3 事業の内容

1 地域集積協力金交付事業

(1) 集積タイプ

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。

(2) [略]

[新設]

2 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、第6により協力金を交付します。

3 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1及び2の協力金の交付に要する経費を第7により補助します。

第4 [略]



第5 地域集積協力金交付事業

本実施要綱の成立日の前日までに機構に貸し付けられた農地の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

1・2 [略]

[4へ組替・改正前規定の二重線箇所は、組替後に改正を行う箇所]

第5 地域集積協力金交付事業

[新設]

1・2 [略]

3 交付額

(1)の「機構の活用率」に応じて、4の(1)のイ及び4の(2)のイに定める各タイプの交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

(1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

ア 集積タイプ

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{「地域」の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

イ 集約化タイプ

$$\text{機構の活用率(累積)} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1：「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

ただし、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われる地域については、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、2月末時点で集計した場合の交付額が、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までの機構への貸付面積(貸付予定面積を含む)で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

注2：「再貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられたことのある農地で、機構との貸借期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とします。

注3：「対象期間前の貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日時点で機構に貸し付けられている農地面積とします。

注4：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付面積を含む合計面積）とします。

注5：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができます。

## (2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

### ア 集積タイプ

$$\frac{\text{交付対象面積}}{\text{交付対象面積}} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

### イ 集約化タイプ

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の転貸面積}$$

注1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、(1)の機構の活用率の算出の際は、当該農地を除く必要はありません。

注2：「対象期間内の転貸面積」とは、原則、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じです。）の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

ただし、過去に集約化タイプの交付を受けた農地は対象外とします。

### 3 交付要件及び交付単価

#### (1) 集積タイプ

##### ア 交付要件

a 集積タイプの交付を受けるためには、交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも10%以上であることが必要です。ただし、担い手が不足する地域であって、新規就農者等を受け入れ、目標年度までに当該要件の達成に取り組む場合は5%以上とします。この場合、目標年度(事業実施年度の翌々年度。以下同じです。)までに当該要件を達成するための具体的な計画(以下「目標達成計画」といいます。)を作成することが必要です。

(ア) [略]

(イ) 機構から転貸又は特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積(計画を含む。)から機構に貸し付けられる前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注1 [略]

注2:「新たに担い手に集積」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や貸借権等に基づき耕作していた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託されること及び当該担い手が機構を通じて農作業受託することをいいます。

##### b 機構を通じた農作業委託に取り組む場合

(ア) 市町村及び機構に対して地域集積協力金参加申込書(別記様式第3号)を提出すること。

(イ) 委託期間は10年以上とすること。

(ウ) 「地域」内の機構への貸付農地と一体的に取り組むこと。

##### イ 交付単価

(ア) 一般地域((イ)の地域以外)

区分1: 機構の活用率が20%超40%以下 …1.0万円/10a

区分2: 機構の活用率が40%超70%以下 …1.6万円/10a

区分3: 機構の活用率が70%超 80%以下…2.2万円/10a

### 4 交付要件及び交付単価

#### (1) 集積タイプ

##### ア 交付要件

集積タイプの交付を受けるためには、交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも10%以上であることが必要です。ただし、担い手が不足する地域であって、新規就農者等を受入れ、目標年度までに当該要件の達成に取り組む場合は5%以上とします。この場合、目標年度までに当該要件を達成するための具体的な計画(以下、「目標達成計画」という。)を作成することが必要です。

(ア) [略]

(イ) 機構から転貸又は特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積(計画を含む。)から機構に貸し付けられる前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注1 [略]

注2:「新たに担い手に集積」とは、機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や貸借権等に基づき耕作していた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託されることをいいます。

[新設]

##### イ 交付単価

(ア) 一般地域((イ)の地域以外)

a 機構の活用率が20%超40%以下 :1.0万円/10a

b 機構の活用率が40%超70%以下 :1.6万円/10a

c 機構の活用率が70%超 :2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が80%超・・・2.8万円/10a

[略]

(イ) 中山間地域

区分1：機構の活用率が4%超15%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が15%超30%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が30%超50%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が50%超80%以下・・・2.8万円/10a

区分5：機構の活用率が80%超・・・3.4万円/10a

(ウ) [略]

(エ) 機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、(ア)

及び(イ)の交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

ウ・エ [略]

(2) [略]

#### 4 交付額

(1)の「機構の活用率」に応じて、3の(1)のイ及び3の(2)のイに定める各タイプの「交付単価」に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

なお、本実施要綱の成立日以降から令和3年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積による「交付額」の取扱いについては、令和3年度においては、従前の例により算出される「交付額」による申請を可能とし、改正後の本実施要綱に応じた「交付額」と従前の例による「交付額」との差額については、令和4年度までの申請を可能とし、当該差額については、都道府県基金のみにより交付できることとします。

##### (1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

##### ア 集積タイプ

機構の活用率(累積)	=	$\frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$
------------	---	--

##### イ 集約化タイプ

[新設]

[略]

(イ) 中山間地域

a 機構の活用率が4%超15%以下：1.0万円/10a

b 機構の活用率が15%超30%以下：1.6万円/10a

c 機構の活用率が30%超50%以下：2.2万円/10a

d 機構の活用率が50%超：2.8万円/10a

[新設]

(ウ) [略]

[新設]

ウ・エ [略]

(2) [略]

[3から組替・改正後規定の二重線箇所は、組替前の規定から改正を行った箇所]

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付面積を含む合計面積）とします。

注2：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託を解消したものを除きます。）とします。

注3：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができます。

## （2）交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

### ア 集積タイプ

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

### イ 集約化タイプ

$$\text{交付対象面積} = \text{対象期間内の転貸面積}$$

注1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、（1）の機構の活用率の算出の際は、当該農地を除く必要はありません。

注2：「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

ただし、地域の話し合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われる地域については、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、2月末時点で集計した場合の交付額が、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月までの機構への貸付面積（貸付予定面積を含みます。）で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

注3：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とします。

注4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、本実施要綱の成立日から令和3年度2月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とします。

ただし、過去に集積タイプの交付を受けた農地は対象外とします。

注5：「対象期間内の転貸面積」とは、原則、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じです。）の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

ただし、過去に集約化タイプの交付を受けた農地は対象外とします。

5 [略]

6 交付金の返還

(1) 市町村は、3の(2)に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った地域集積協力金の差額を当該地域に返還させることが必要です。

(2) 市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることが必要です。

7 留意事項

市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア・イ [略]

ウ 農作業委託については、農地利用の効率化を図る観点から、集約化に配慮し、受託者が選定されていることを確認するものとします。

5 [略]

6 交付金の返還

(1) 市町村は、4の(2)に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った地域集積協力金の差額を当該地域に返還させることが必要です。

(2) 市町村は、第8の2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることが必要です。

7 留意事項

市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア・イ [略]

[新設]

第6 集約化奨励金交付事業

1 交付対象地域

第5の1及び2に準ずることとします。

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域(第5の3の(1)のウの(ア)のbに該当する「地域」)及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあつては6ha以上。以下同じです。)の団地面積の割合が目標年度までに10ポイント以上増加すること。

(イ) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が目標年度までに20ポイント以上増加すること。

(ウ) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

イ 機構を通じた農作業受託に取組む場合

(ア) 市町村及び機構に対して集約化奨励金参加申込書(別記様式第4号)を提出すること。

(イ) 受託者の決定に当たっては、機構の事業規程で定める貸付先ルールに即した検討が行われるよう、機構が「地域」の話し合いの段階から農地利用調整に参加すること。

(2) 交付単価

ア 2の(1)の交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1:4の(1)の(ア)・・・1.0万円/10a

区分2:4の(1)の(イ)又は(ウ)・・・3.0万円/10a

イ 機構を通じた農作業受託の農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

3 交付額

(1) 2の(2)の交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。



## (2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、地域集積協力金交付事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地は対象外とします。

<u>交付対象面積</u> <u>(転貸)</u>	<u>＝</u>	<u>対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積</u>
------------------------------	----------	--------------------------------

<u>交付対象面積</u> <u>(受託)</u>	<u>＝</u>	<u>対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積</u>
------------------------------	----------	-----------------------------------

注1：「対象期間内の転貸面積」とは、原則、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、本実施要綱の成立日から目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

注2：「新たに団地化した面積」とは、原則、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月末時点から目標年度までに増加した団地面積とします。

注3：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、本実施要綱の成立日から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

## 5 交付金の使途

第5の5に準ずることとします。

## 6 交付金の返還

(1) 市町村は、第6の事業に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った集約化奨励金の差額を当該地域に返還させることが必要です。

(2) 市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った集約化奨励金を当該地域に返還させることが必要です。

## 7 留意事項

(1) 第5の3の(2)の集約化タイプ又は本事業のいずれかの交付を受けた「地域」は、同一年度に再度集約化タイプ及び本事業の交付は受けられません。

(2) その他については、第5の7に準ずることとします。

#### 第7 経営転換協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1)・(2) [略]

(3) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又は特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地がある場合には、これらを解除することが必要です。

(4)～(8) [略]

3～5 [略]

#### 第8 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は第5、第6及び第7の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

#### 第6 経営転換協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1)・(2) [略]

(3) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又は特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地がある場合には、これらを解除することが必要です。

(4)～(8) [略]

3～5 [略]

#### 第7 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は第5 及び第6の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます

### 第9 農地集積・集約化状況の報告等

- 1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとします。

- 2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとします。

なお、集積タイプで目標達成計画の作成地域のうち、目標年度において交付要件を達成していない「地域」又は、集約化タイプ若しくは集約化奨励金交付事業の実施地域のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。

3・4 [略]

### 第10 農地流動化に係る補助金の取扱い

[略]

### 第11 その他留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記2-1様式第1号から第4号までの別添により適切に取り扱うよう留意してください。

2・3 [略]

- 4 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。

5 [略]

### 第8 農地集積・集約化状況の報告等

- 1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとします。

- 2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該地域に対して適切な指導を行うものとします。

なお、集積タイプで目標達成計画の作成地域のうち、目標年度において交付要件を達成していない地域又は、集約化タイプの実施地域のうち、目標年度において交付要件を満たしていない地域があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。

3・4 [略]

### 第9 農地流動化に係る補助金の取扱い

[略]

### 第10 その他留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記2-1様式第1号及び第2号の別添により適切に取り扱うよう留意してください。

2・3 [略]

- 4 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。

5 [略]

(別記 2 - 1 別表 1 及び別表 2) [略] (別記 2 - 1 別表 1 及び別表 2) [略]

別記 2 - 1 様式第 1 号・別記 2 - 1 様式第 2 号 [略] 別記 2 - 1 様式第 1 号・別記 2 - 1 様式第 2 号 [略]

別記 2 - 1 様式第 3 号 [新設]

地域集積協力金参加申込書  
(農作業委託)

市町村長 殿

〇〇県農地中間管理機構理事長 殿

- ・ 農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の委託を申し込みます。
- ・ また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加すること、③リタイアする際には農地を機構に貸し付けることを誓約します。

記

(1) 農作業委託者

申込年月日      年      月      日

フリガナ			
氏名			
住所	(〒      -      )		
	都道 府県	市区 町村	
電話	—      —	FAX	—      —

(2) 経営面積

自作地	借地	合計
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(3) 農作業委託の内容

所在	地番	地目	作目	期間	委託する農作業	面積
						m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
合計面積						m <sup>2</sup>
合計面積(a単位)						a

(注1) 本事業により農作業委託を希望する農地の詳細について記載してください。

(注2) 期間は10年間以上を設定してください。

(注3) 委託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上記載してください。

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 当該農作業委託する農地が農作業受託されることがわかる書面(農作業受託契約書等)を添付してください。

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------

別記2-1様式第4号

集約化奨励金参加申込書  
(農作業受託)

市町村長 殿

〇〇県農地中間管理機構理事長 殿

- ・ 農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の受託を申し込みます。

[新設]

・ また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加することを誓約します。

記

(1) 農作業受託者

		申込年月日	年	月	日
フリガナ					
氏名					
住所	(〒 - )				
	都道 府県			市区 町村	
電話	-	-	FAX	-	-

(2) 経営面積

自作地	借地	合計
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(3) 農作業受託の内容

所在	地番	地目	作目	期間	受託する農作業	面積
						m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
合計面積						m <sup>2</sup>
合計面積(a単位)						a

(注1) 本事業により農作業受託を希望する農地の詳細について記載してください。

(注2) 受託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上記載してください。

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。  
 ※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1 m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。  
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1 a未満は切り捨てて記入してください。

<p style="text-align: center;">※ <u>当該農作業受託する農地が農作業委託されていることがわかる書面（農作業受委託契約書等）を添付してください。</u></p> <p><u>（４）個人情報の取扱いの確認</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>「個人情報の取扱い」に 記載された内容について</p> </div> <input type="checkbox"/> 同意する	
<p>（別記 2 - 1 様式第 1 号 <u>から第 4 号まで</u>の別添） [略]</p>	<p>（別記 2 - 1 様式第 1 号 <u>及び第 2 号</u>の別添） [略]</p>
<p>（別記 2 - 2） [略]</p>	<p>（別記 2 - 2） [略]</p>
<p>（別記 3） ・ （別記 4） [略]</p>	<p>（別記 3） ・ （別記 4） [略]</p>

<p><u>(別記 5)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業</u></p> <p><u>第 1 目的</u></p> <p><u>担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が管内の農地等の所有者等に対して、規模縮小、規模拡大等に関する意向等を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに市町村、農地中間管理機構等の関係機関と共有するための業務を円滑に遂行できるようにする必要があることから、次の事業に必要な経費を支援します。</u></p> <p><u>第 2 事業の内容</u></p> <p><u>農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用するタブレット端末の購入に必要な経費を支援します。</u></p> <p><u>第 3 事業実施における留意事項</u></p> <p><u>1 タブレット端末の調達方法</u></p> <p><u>(1) タブレット端末の調達に当たっては、全国農業委員会ネットワーク機構が、事業実施主体が購入するタブレット端末の台数を把握した上で、一括して調達を行うものとします。なお、全国農業委員会ネットワーク機構は、調達に当たり、2の規定に留意した上で、仕様書の案を作成し、その内容について、事前に農林水産省と協議を行うものとします。</u></p> <p><u>(2) 事業実施主体は、(1)による全国農業委員会ネットワーク機構による一括調達の方法により、タブレット端末を購入するものとします。</u></p> <p><u>2 タブレット端末の導入の要件</u></p> <p><u>全国農業委員会ネットワーク機構は、タブレット端末の調達に当たっては、以下の事項を満たすものとなるよう留意するものとします。</u></p> <p><u>(1) 耐用年数、経済耐用年数が十分にあること。</u></p> <p><u>(2) 端末管理ツール(MDM)を導入すること。</u></p>	<p>[新設]</p>
--	-------------



(3) その他農林水産省と協議した事項。

第4 事業に要する経費の用途

事業に要する経費の用途は、別表2の8に掲げる内容とします。

第5 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、タブレット端末自体が個人情報を収集、保管する機器となることを十分に認識し、遺失、破損等を防ぐ措置を講じるように努めてください。

附 則 (令和3年12月20日付け3経営第2230号)

1 この通知は、令和3年12月20日から施行します。

2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。